

令和3年度

公の施設の  
指定管理者監査結果報告書

監査委員 板垣 義一  
同 小坂 一行

## 令和3年度公の施設の指定管理者監査報告書

北竜町監査委員 板垣 義一  
同 小坂 一行

### 1. 監査の実施期日

令和3年11月17日（水）

### 2. 監査の場所

監査委員室

### 3. 監査の目的

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、公の施設の指定管理者について、公の施設の管理、運営が指定管理者制度の目的に沿って適切に行われているかについて監査を実施した。

### 4. 監査の対象施設

北竜町が所有する公の施設について、指定管理者に管理、運営を行わせた8協定15施設。

### 5. 監査実施施設等

対象施設の中から次のとおり抽出し、監査を行った。

#### 1) 施設名

北竜町老人福祉センター

#### 2) 指定管理者名

社会福祉法人 北竜町社会福祉協議会

#### 3) 指定管理料

令和元年度 3,294千円（内施設使用料相当額4千円を含む）

令和2年度 3,294千円（内施設使用料相当額4千円を含む）

#### 4) 所管課

住民課

### 6. 指定管理者制度の目的

公の施設の設置目的を効果的に達成するため、当該公の施設の管理を町が指定する法人その他の団体等である民間活動を導入し、より柔軟で質の高い町民サービスの提供と行政コストの縮減等の効果を期待するも

の。

## 7. 監査の対象年度

令和元年度及び令和2年度

## 8. 監査の主眼

- 1) 管理に関する協定は適正に締結され、協定書には必要事項が記載されているか。
- 2) 施設は協定書の定めるところにより適切に管理されているか。
- 3) 協定書に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- 4) 利用促進のための努力がなされ、常に経営の改善に取り組んでいるか。
- 5) 管理に係る収支会計は適正か、関係帳簿の整備保存は適切になされているか。
- 6) 公の施設の管理に係る内部規程等は整備されているか。

## 9. 監査の方法

指定管理者にあらかじめ提出を求めた監査資料に基づき書類審査を行い必要に応じて関係職員から説明を聴取し関係書類の監査を実施した。

## 10. 指定管理の状況

### 1) 施設名称及び所在地

北竜町老人福祉センター

雨竜郡北竜町字和19番地6

### 2) 指定管理者の指定方法

北竜町公の施設にかかる指定管理者の指定手続等に関する条例第2条及び同条例施行規則第2条に基づき公募

### 3) 指定についての議会の議決

議決月日 平成31年3月11日（議案第18号）

### 4) 指定管理業務に関する協定書等

協定書締結年月日 平成31年4月1日

協定書第3条に係わる費用についての協議書締結 平成31年4月1日

同上 平成31年4月1日

### 5) 指定管理者

社会福祉法人 北竜町社会福祉協議会

### 6) 指定管理期間

平成31年4月1日から令和4年3月31日（3カ年間）

7) 指定管理料及び支払方法等

	令和元年度			令和2年度		
管理費用 <small>(消費税等相当額を含む)</small>	3, 290千円			3, 290千円		
支払回数	3回			3回		
支払期日	4/30	7/31	10/31	4/30	7/31	10/31
支払月日	4/25	7/12	10/15	4/30	7/15	10/15

8) 利用料金制度 適用

9) 指定間業務に係る収支状況（消費税等相当額を除く）

	令和元年度	令和2年度
総収入	3, 295千円	3, 404千円
総支出	3, 295千円	3, 404千円
収支差引	0千円	0千円
	収支報告書	収支報告書

10) 施設の利用実績

	令和元年度		令和2年度	
利用者数・利用料	3,392人	5,600円	2,131人	6,200円
同上月平均	283人	466円	177人	516円
同上日平均	14人	22円	8人	24円

※金額はいずれも消費税等相当額を含む

11) 施設の概要

- ・開業年月日 昭和63年12月10日
- ・敷地面積 1, 720 m<sup>2</sup>
- ・建築面積 999.87 m<sup>2</sup>
- ・建築構造 鉄筋コンクリート平屋建
- ・駐車場 普通12台

12) 主な指定管理業務の範囲

- ・老人福祉センターの運営に関する業務
- ・施設及び設備の維持管理に関する事
- ・保険への加入
- ・その他、北竜町老人福祉センターの管理に必要な業務

## 1 1. 監査の結果

令和元年度及び令和2年度における指定管理者にかかる出納その他の事務の執行について監査した結果、当該指定管理者の事業運営については、施設の目的に沿ったものであり、概ね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

しかし、次の監査意見に記すとおり一部課題事項が見られたので、指定管理者にあつては所管課との協議により適切な措置を講じ、また所管課にあつては指定管理者に対する指導を含め適切な措置を講じ今後の業務運営に対し万全を期されたい。

監査結果の概要は次のとおりであります。

- (1) 公の施設の指定管理者の指定手続きは条例に基づき選定されていた
- (2) 指定管理業務に関する協定書には、指定管理者が行う業務の内容等の必要な事項が記載され締結されていた
- (3) 指定管理の期間、支払う費用及び支払いの期限等重要事項については協定書に記載され締結されていた
- (4) 協定書に基づく義務の履行は概ね適切に行われていた
- (5) 指定管理業務に係る収支は、各年度ほぼ収支均衡の状況と見込まれる

## 1 2. 監査意見

指定管理者制度の創設により、公共性及び公益性を確保しつつ、多様化する町民のニーズに対応し公の施設の果たすべき役割、目的を最も効果的効率的に達成するため、その管理、運営に民間活力等を導入し、より柔軟で質の高い町民サービスの向上、行政コストの縮減などの成果が期待されているところであります。

今後についても、指定管理者制度を導入した初期の目的達成のため、指定管理業務の評価などを行い制度の検証を図り、町民サービスの向上と住民福祉の増進に一層の努力をされるよう望むところであります。